資料2

土地利用基本計画の変更について（案）

令和8年1月

沖縄県

別紙様式
変更内容説明書

1　五地域区分の変更概要

(1) 総括表

五地域区分	現行計画の面積		変更する面積			変更後の計画面積	
	面積(ha) (①)	割合(%) (①／県土面積)	拡大面積(ha) (②)	縮小面積(ha) (③)	差引面積(ha) (④:②−③)	面積(ha) (⑤:①＋④)	割合(%) (⑥:⑤／県土面積)
都市地域(a)	110,888	48.6%			0	110,888	48.6%
農業地域(b)	132,933	58.3%			0	132,933	58.3%
森林地域(c)	113,895	49.9%		3	△ 3	113,892	49.9%
自然公園地域(d)	81,558	35.7%			0	81,558	35.7%
自然保全地域(e)	1,040	0.5%			0	1,040	0.5%
五地域計 (f:a+b+c+d+e)	440,314	192.9%	0	3	△ 3	440,311	192.9%
白地地域	1,269	0.6%			0	1,269	0.6%
県土面積	228,211	100.0%			0	228,211	100.0%

注1:県土面積は、令和7年1月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。
注2:五地域区分の面積は、土地利用基本計画上で計測したものである。

1)「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「面積(ha)」には、整数値を記載する。
2)「現行計画の面積」、「変更する面積」、「変更後の計画面積」欄の「割合(%)」の数値は、小数点第1位まで記載する。
3)「現行計画の面積」と「変更後の計画面積」に記載する県土面積は一致させる。
4)「変更する面積」欄には、変更する面積のみを記載する(変更がない場合は、空欄とする)。
5)「差引面積(ha)」がマイナスになる場合、数字の前に「△」を付する(「縮小面積」欄の数字の前には「△」を付さない)。

変更地域別概要

（様式1）

整理番号	変更地域名（図面番号）	関係市町村名	変更する面積		変更部分の重複状況（ha）					変更部分の地目現況（ha）		変更を必要とする理由（地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項）	関連する個別規制法の措置（予定）	個別規制法の調整状況
			拡大面積（ha）	縮小面積（ha）	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減					
					名称	面積	名称	面積		地目	面積			
1	与那原町森林地域沖縄中南部地域（6-3）	与那原町（字与那原）		3.1	都農森	3.1	調整 民林	3.1 3.1		道路	3.1	他用途転用（道路）により、既に現況森林でなくなり、森林としての利用又は保全を図る必要がないため。	沖縄中南部地域森林計画の樹立（令和7年12月）	・県関係機関及び関係市町村、沖縄総合事務局、九州森林管理局に対する意見照会（令和7年6～12月上旬） ・沖縄県森林審議会に諮問（令和7年12月） ・農林水産大臣への協議（令和7年12月） ・沖縄中南部地域森林計画の樹立（令和7年12月）
合計				3.1										

2　計画図（変更位置・変更区域図）

別添参照

３ 計画書

計画書の項目	変更前の記述	変更後の記述	変更を必要とする理由
	変更なし		

【記載上の注意事項】
「計画書の項目」欄には、以下の項目を記載する。
① 土地利用の基本方向
・国土利用の基本方向
・土地利用の原則
② 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針
・ 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
・ 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項
③ 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画等

4 市町村・国土審議会への意見聴取等の結果

(1) 都道府県庁内での調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
令和7年度沖縄県土地利用基本計画の変更及び管理に係る個別規制法所管課担当者会議	令和7年4月30日	・変更予定案件、スケジュール、留意事項等の確認

(2) 市町村(国土利用計画法第9条第12項関連

市町村名	調整状況	主な意見等
与那原町	令和7年11月7日	特になし

(3) 国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関(国土利用計画法第9条第10項関連)

機関名	調整状況	主な意見等
沖縄県国土利用計画審議会	令和8年1月15日開催	

(4) 国土交通省等との事前調整(任意)

機関名	調整状況	主な意見等
国土交通省	令和7年12月3日	特になし

(5) 国との調整スケジュールに係る要望(国からの回答期限に係る希望・理由(任意))

※運用指針．17に記載のとおり、事前調整を行った場合は、国交省が関係省庁との調整を開始してからおよそ3～4週間、事前調整を行っていない場合は、関係省庁との調整を開始してからおよそ6週間程度で回答することを想定。